

鳩山首相と北澤防衛相との在沖米海兵隊の抑止力についての情報共有に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十二年五月二十六日

佐藤 正久

参議院議長 江田 五月 殿



鳩山首相と北澤防衛相との在沖米海兵隊の抑止力についての情報共有に関する再質問主意書

「鳩山首相と北澤防衛相との在沖米海兵隊の抑止力についての情報共有に関する質問主意書」（第一七四回国会質問第六六号）において、鳩山首相が、在沖米海兵隊の抑止力について、いつ、いかなる協議において認識したのか質問したところ、総理就任の後、様々な情報に接し、在沖米海兵隊の存在の重要性について認識を新たにした、との答弁書（内閣参質一七四第六六号）を受領した。

右の答弁に関し、以下の再質問をする。

一 答弁書にある鳩山首相が学んだ在沖米海兵隊の抑止力とは、どのような内容か。また、在日米軍の抑止力との違いについて、どのように認識しているか。それぞれ明らかにされたい。

二 「再編実施のための日米のロードマップ」に基づき、約八千名の在沖米海兵隊司令部要員がグアムに移転した場合、在沖米海兵隊の抑止力にどのような影響を与えるか。

三 在沖米海兵隊の役割とは何か。また、その役割と鳩山首相が学んだとされる在沖米海兵隊の抑止力との関係はどのようなものか。それぞれ明らかにされたい。

四 鳩山首相が学んだとされる抑止力について、その認識は閣内で統一されているのか。また、統一されて

いないとすれば、鳩山首相、北澤防衛相ら関係閣僚は、鳩山首相の認識に基づく移設先等に関する発言に公然と異を唱える一部閣僚への説明や説得は行っているのか。さらに、説明や説得が行われていない場合、それはどのような理由からか。それぞれ明らかにされたい。

五 本年五月二十三日の沖縄再訪時、鳩山首相は米軍が沖縄県内に必要な理由として朝鮮半島情勢の緊迫化を挙げたが、最近、活発化する中国海軍の動向に鑑み、在沖米海兵隊の中国への抑止力について、どのような認識を持っているか。

右質問する。